

長岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）

パブリックコメント

（注意事項）

- 1 新旧対照表形式で、左欄に改正案の条文、右欄に現行の条文を記載しています。
- 2 左欄の条文中で下線のある部分は、今回の改正をしたい部分です。
新規に追加する条文については、その右欄に【追加】と記載しています。
- 3 【略】と記載している部分は、改正をしない条文です。

長岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）【本則】

改正案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例（第1号にあっては、次項を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) 【略】</p> <p><u>(2)の2 個人識別符号 次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号をいう。</u></p> <p><u>ア 特定の個人の実施機関が別に定める身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの（特定の個人を識別するに足りるものとして実施機関が別に定める基準に適合するもの限る。）</u></p> <p><u>イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号アにおいて同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもののうち、実施機関が別に定めるもの</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例（第1号にあっては、次項を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) 【略】</p> <p>【追加】</p>

(3) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができるでき、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

(3) の2 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関が別に定める記述等が含まれる個人情報をいう。

(4)～(14) 【略】

（保有を制限する個人情報）

第6条 実施機関は、次に掲げる事項に関する個人情報を保有してはならない。

(1) 思想、信条及び宗教に関する事項

(3) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

【追加】

【追加】

【追加】

(4)～(14) 【略】

（保有を制限する個人情報）

第6条 実施機関は、次に掲げる事項に関する個人情報を保有してはならない。

(1) 思想、信条及び宗教に関する事項

(2) 人種及び社会的身分に関する事項

(3) 犯罪の経歴に関する事項及び犯罪により害を被った事実の履歴に関する事項

(4) 本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関が別に定める記述等が含まれる個人情報

2 【略】

(個人情報事務の登録)

第15条 実施機関は、個人情報の保有等を行う事務を新たに開始する場合は、当該事務及び当該事務に係る保有個人情報について、次に掲げる事項をあらかじめ登録しなければならない。ただし、当該保有個人情報が前条各号に規定する情報のみであるときは、登録することを要しないものとする。

(1)～(9) 【略】

(10) 保有個人情報に要配慮個人情報が含まれる場合は、その旨

2 前項本文の規定により登録をする事務において個人情報ファイルを作成する場合は、同項各号に掲げる事項に加えて、次に掲げる事項を登録しなければならない。

(1) 【略】

(2) 第2条第1項第11号アに係る個人情報ファイル又は同号イに係る個人情報ファイルの別

(3) 【略】

(2) 人種及び不当な社会的差別の原因となる社会的身分に関する事項

(3) 犯罪の経歴に関する事項

【追加】

2 【略】

(個人情報事務の登録)

第15条 実施機関は、個人情報の保有等を行う事務を新たに開始する場合は、当該事務及び当該事務に係る保有個人情報について、次に掲げる事項をあらかじめ登録しなければならない。ただし、当該保有個人情報が前条各号に規定する情報のみであるときは、登録することを要しないものとする。

(1)～(9) 【略】

【追加】

2 前項本文の規定により登録をする事務において個人情報ファイルを作成する場合は、同項各号に掲げる事項に加えて、次に掲げる事項を登録しなければならない。

(1) 【略】

(2) 個人情報ファイルに電子計算機を用いる場合は、その旨

(3) 【略】

(4) 個人情報ファイルを構成する情報に要配慮個人情報が含まれる場合は、その旨

(5) 保有個人情報に個人情報ファイルを構成しない項目がある場合は、その項目

3 【略】

(保有個人情報の開示義務)

第19条 実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、当該開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1)及び(2) 【略】

(3) 開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～ウ 【略】

(4)～(7) 【略】

2及び3 【略】

【追加】

【追加】

3 【略】

(保有個人情報の開示義務)

第19条 実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、当該開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1)及び(2) 【略】

(3) 開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～ウ 【略】

(4)～(7) 【略】

2及び3 【略】

(部分開示)

第20条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示するものとする。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第1項第3号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公共的団体等の責務)

第46条 地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条の2第2号に規定する自主防災組織その他本市において活動する地方自治法第157条第1項に規定する公共的団体等（以下単に「公共的団体等」という。）であつて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第5項に規定する個人情報取扱事業者である者又は同法第76条第1項各号に掲げる者に該当しないものは、適法かつ適正に個人情報の利用等を行うことができるよう、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(部分開示)

第20条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示するものとする。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第1項第3号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公共的団体等の責務)

第46条 地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条の2第2号に規定する自主防災組織その他本市において活動する地方自治法第157条第1項に規定する公共的団体等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第3項に規定する個人情報取扱事業者である者及び同法第50条第1項各号に掲げる者に該当する者を除く。以下単に「公共的団体等」という。）は、適法かつ適正に個人情報の利用等を行うことができるよう、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(公共的団体等に対する支援等)

第47条 【略】

2及び3 【略】

4 市長は、公共的団体等の個人情報の利用等が法令等に違反している場合で、個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該公共的団体等に対し、当該個人情報の利用等の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるよう勧告することができる。ただし、個人情報の保護に関する法律その他法令等の規定により、個人情報の利用等の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるよう勧告することができる場合は、この限りでない。

5 【略】

6 個人情報の保護に関する法律第43条の規定は、第2項から前項までの規定による措置について準用する。

(公共的団体等の責務)

第46条 地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条の2第2号に規定する自主防災組織その他本市において活動する地方自治法第157条第1項に規定する公共的団体等(以下単に「公共的団体等」という。)であって、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第5項に規定する個人情報取扱事業者である者又は同法第76条第1項各号に掲げる者に該当しないものは、適法かつ適正に個人情報の利用等を行うことができるよう、

(公共的団体等に対する支援等)

第47条 【略】

2及び3 【略】

4 市長は、公共的団体等の個人情報の利用等が法令等に違反している場合で、個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該公共的団体等に対し、当該個人情報の利用等の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるよう勧告することができる。

5 【略】

6 個人情報の保護に関する法律第35条の規定は、第2項から前項までの規定による措置について準用する。

(公共的団体等の責務)

第46条 地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条の2第2号に規定する自主防災組織その他本市において活動する地方自治法第157条第1項に規定する公共的団体等(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第3項に規定する個人情報取扱事業者である者及び同法第50条第1項各号に掲げる者に該当する者を除く。以下単に「公共的団体等」という。)は、適法かつ適正に個人情報の利用等を行うことができるよう、必要な措

必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(公共的団体等に対する支援等)

第47条 【略】

2及び3 【略】

4 市長は、公共的団体等の個人情報の利用等が法令等に違反している場合で、個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該公共的団体等に対し、当該個人情報の利用等の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるよう勧告することができる。ただし、個人情報の保護に関する法律その他法令等の規定により、個人情報の利用等の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるよう勧告することができる場合は、この限りでない。

5 【略】

6 個人情報の保護に関する法律第43条の規定は、第2項から前項までの規定による措置について準用する。

置を講ずるよう努めなければならない。

(公共的団体等に対する支援等)

第47条 【略】

2及び3 【略】

4 市長は、公共的団体等の個人情報の利用等が法令等に違反している場合で、個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該公共的団体等に対し、当該個人情報の利用等の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるよう勧告することができる。

5 【略】

6 個人情報の保護に関する法律第35条の規定は、第2項から前項までの規定による措置について準用する。

長岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）【附則による長岡市情報公開条例の一部改正】

改正案	現 行
<p>(公開しない情報)</p> <p>第6条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報については、公開しないものとする。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）<u>若しくは長岡市個人情報保護条例(平成27年長岡市条例第31号)第2条第1項第2号の2で規定する個人識別符号が含まれるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</u></p> <p>ア～ウ 【略】</p> <p>(3)～(6) 【略】</p> <p>2～4 【略】</p>	<p>(公開しない情報)</p> <p>第6条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報については、公開しないものとする。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア～ウ 【略】</p> <p>(3)～(6) 【略】</p> <p>2～4 【略】</p>

長岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）【別表の一部改正】

改正案				現 行			
別表第2（第11条関係）				別表第2（第11条関係）			
	実施機関	事務	特定個人情報		実施機関	事務	特定個人情報
1	【略】	【略】	【略】	1	【略】	【略】	【略】
2	市長	予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務	(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報(以下「障害者関係情報」という。) (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施又は就労自立給付金の支	2	市長	予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務	(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報(以下「障害者関係情報」という。) (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施又は就労自立給付金の支

		<p>給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）</p> <p>(3) 地方税関係情報</p> <p>(4) 住民票関係情報</p> <p>(5) 予防接種法による 予防接種の実施に関する情報</p> <p><u>(5) 予防接種法による 予防接種の実施に関する情報</u></p> <p><u>(6) 国民健康保険法 (昭和33年法律第192号)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)</u></p> <p>(7) 特別児童扶養手</p>			<p>給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）</p> <p>(3) 地方税関係情報</p> <p>(4) 住民票関係情報</p> <p>(5) 予防接種法による 予防接種の実施に関する情報</p> <p>【追加】</p> <p>【追加】</p> <p>【追加】</p>
--	--	---	--	--	---

			当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)その他の法令による障害を有するものに対する手当の支給に関する情報
3～8	【略】	【略】	【略】
8の2	市長	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号)による賃貸住宅の管理に関する事務	(1) 障害者関係情報 (2) 地方税関係情報 (3) 住民票関係情報
9～23	【略】	【略】	【略】
24	市長	児童手当法(昭和46年法律第73号)による職員への児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務	(1) 地方税関係情報 (2) 住民票関係情報

3～8	【略】	【略】	【略】
【追加】			
9～23	【略】	【略】	【略】
24	市長	児童手当法(昭和46年法律第73号)による職員への児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務	地方税関係情報

別表第3（第12条関係）

	提供される 実施機関	事務	提供する 実施機関	特定個人情報
1～3	【略】	【略】	【略】	【略】
4	教育委員会	予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務	市長	(1) 地方税関係情報 (2) 医療保険給付関係情報 (3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報 (4) 住民票関係情報 (5) <u>予防接種法による予防接種の実施に関する情報</u>

別表第3（第12条関係）

	提供される 実施機関	事務	提供する 実施機関	特定個人情報
1～3	【略】	【略】	【略】	【略】
4	教育委員会	予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務	市長	(1) 地方税関係情報 (2) 医療保険給付関係情報 (3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報 (4) 住民票関係情報 【追加】

5～8	【略】	【略】	【略】	【略】
9	教育委員会	児童手当法による職員への児童手当又は特例給付の支給に関する事務	市長	(1) 地方税関係情報 (2) 住民票関係情報
10	【略】	【略】	【略】	【略】
11	選挙管理委員会	児童手当法による職員への児童手当又は特例給付の支給に関する事務	市長	(1) 地方税関係情報 (2) 住民票関係情報
12	監査委員	児童手当法による職員への児童手当又は特例給付の支給に関する事務	市長	(1) 地方税関係情報 (2) 住民票関係情報
13	農業委員会	児童手当法による職員への児童手当又は特例給付の支給に関する事務	市長	(1) 地方税関係情報 (2) 住民票関係情報
14	水道事業	児童手当法によ	市長	(1) 地方税関係情報

5～8	【略】	【略】	【略】	【略】
9	教育委員会	児童手当法による職員への児童手当又は特例給付の支給に関する事務	市長	地方税関係情報 【追加】
10	【略】	【略】	【略】	【略】
11	選挙管理委員会	児童手当法による職員への児童手当又は特例給付の支給に関する事務	市長	地方税関係情報 【追加】
12	監査委員	児童手当法による職員への児童手当又は特例給付の支給に関する事務	市長	地方税関係情報 【追加】
13	農業委員会	児童手当法による職員への児童手当又は特例給付の支給に関する事務	市長	地方税関係情報 【追加】
14	水道事業	児童手当法によ	市長	地方税関係情報

	管理者	る職員への児童手当又は特例給付の支給に関する事務		報 <u>(2) 住民票関係情報</u>		管理者	る職員への児童手当又は特例給付の支給に関する事務		【追加】
15	消防長	児童手当法による職員への児童手当又は特例給付の支給に関する事務	市長	<u>(1) 地方税関係情報</u> 報 <u>(2) 住民票関係情報</u>	15	消防長	児童手当法による職員への児童手当又は特例給付の支給に関する事務	市長	地方税関係情報 【追加】
16	議会	児童手当法による職員への児童手当又は特例給付の支給に関する事務	市長	<u>(1) 地方税関係情報</u> 報 <u>(2) 住民票関係情報</u>	16	議会	児童手当法による職員への児童手当又は特例給付の支給に関する事務	市長	地方税関係情報 【追加】